

第30回総会議事録

<開催日> 令和8年1月7日（水曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室2－5）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第357号～報告第374号 農地法第3条の3届出
農地法第5条届出 4件
14件

日程第3 報告第375号～報告第390号 農地の転用事実等に関する照会 16件

日程第4 報告第391号～報告第402号 農地法第18条第6項等通知 12件

日程第5 報告第403号～報告第406号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願 1件

日程第6 報告第407号 木更津市農用地利用集積等促進計画（地域
計画内一括）案に対する意見について 1件

日程第7 報告第408号 「令和7年農作業料金・農業労賃」の調査に
ついて 1件

日程第8 議案第179号～議案第184号 農地法第3条許可申請 6件

日程第9 議案第185号～議案第197号 農地法第5条許可申請 13件

日程第10 議案第198号 木更津市農用地利用集積等促進計画（地域
計画内一括）案に対する意見について 1件

日程第11 議案第199号 木更津市農用地利用集積等促進計画（地域
計画内再転貸）案に対する意見について 1件

<出席委員>

1番 小倉 和	2番 露寄 伸哉	3番 磯貝 正一
4番 地曳 昭裕		6番 嶋野 知明
7番 村田 正明	8番 村上 常雄	9番 関 和美
10番 桐谷 勝美	11番 鈴木 修一郎	12番 和田 倉吉
13番 金子 一夫	14番 宮沢 伸子	15番 磯貝 徳三
16番 石渡 和美	17番 斎藤 洋一	18番 杉山 孝
以上 17人 出席		

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 5番 鈴木 康裕

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長 山口 裕之	係長 岡部 哲朗	主任主事 杉沢 謙太朗
主任主事 斎藤 結梨奈		

<午後3時2分開会>

議長

新年あけまして、おめでとうございます。
本年もよろしく、お願ひいたします。

ただ今から、第30回総会を開催いたします。
本日の出席委員は17名であり、定数の過半数を超える出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。
なお、議席5番鈴木康裕委員から欠席の届出がありました。

本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。
それでは、日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、議席4番地曳昭裕委員と、議席14番宮沢伸子委員を指名いたします。

書記には、事務局職員齊藤主任主事を任命します。

次に、日程第2から第7まで、報告第357号から報告第408号まで、3ページから19ページまでの52案件につきまして、事務局の報告を求めます。

事務局

報告案件についてご説明いたします。

日程第2、報告第357号から報告第374号までについて、まず農地法第3条の3の届出が4件ございまして、全て相続によるものです。

次に、農地法第5条の届出が14件あります。そのうち11件が住宅建築用地、1件が店舗建築用地、駐車場用地、資材置場用地、1件が資材置場用地、1件がゴミステーション用地への転用の届出でした。

次に、日程第3、報告第375号から報告第390号までについて、農地の転用事実等に関する照会16件ございまして、全て法務局からの照会で、そのうち2件が農地、13件が非農地、1件が一部農地、一部非農地と回答しております。

次に、日程第4、報告第391号から第402号までについて、農地法第18条第6項等の通知12件ございまして、そのうち3件が農地法、9件が基盤強化法に係る解約でした。

次に、日程第5、報告第403号から第406号までの農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願いについて、説明いたします。

本件については、令和7年開催の第27回総会にて、許可相当の議決を得た案件でございます。

その後県の許可処分がされる前に申請者より取下げ申請があり、受理したので報告するものでございます。

なお、取下げ理由は議案書に記載のとおりでございます。

次に、日程第6、報告第407号について、報告いたします。

初めに議案書の訂正をお願いします。

計画番号1番から3番まで、15ページから16ページまでの右から一列目「議案訂正事項」欄の2行目「第28回総会」とあるのを「第29回総会」に訂正をお願いします。

改めて説明申し上げます。先月開催された第29回総会議案第176号の「農用地利用集積等促進計画（地域計画外）一括」について審議し、意見ない旨回答いたしました。

その後、農林水産課より計画番号4番について2筆を計画から除外する旨の連絡があり、当該2筆を除外した計画について改めて意見聴取の依頼がございました。

これにつきましては計画筆数及び面積が減少するのみであり、中間管理法第18条第5項第2号及び第3号の要件に影響を及ぼさないものであるため、先月の総会における審査に瑕疵はないものと判断し、会長専決により意見ないものとして報告いたします。

次に、日程第7、報告第408号、令和7年農作業料金・農業労賃の調査について、ご説明の前に一点訂正いたします。

②水稻作一般の部分作業受託料金（1反当たり）の、作業別料金、刈取から乾燥・調整までの金額について、35,700円のところを、36,100円に修正をお願いいたします。お手数をおかけし申し訳ございません。

本案件は、千葉県農業会議より県内の標準農作業労働条件の設定資料として活用するため、実施されるものです。

事務局

委員の皆様にご協力いただいた調査結果ですが、回答件数は7件で、これらの集計結果の平均額を算出したものがご覧のとおりとなっております。

昨年度同様に、木更津市公式ホームページへの掲載については、
比較する農協の料金が公表された後に、改めて総会で諮らせていただきます。

以上で事務局の説明を終わります。

議長

次に、日程第8、議案第179号から第184号まで、20ページから21ページまでの農地法第3条許可申請6案件について議題に供します。

なお、本日は議事参与に係る案件が複数ございますので、そちらについて、先に審議いたします。

初めに、議案第180号及び第181号について審議いたします。

本案件には、■■■■■委員にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」により、■■■■■委員は退席願います。

《 ■■■■■委員 退席 》

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第180号ですが、申請箇所は、3条位置図2の牛袋の農地です。

農業経営の拡大を目的に売買による所有権移転をするものです。

次に、議案第181号ですが、申請箇所は、3条位置図3の高柳の農地です。

農業経営の拡大を目的に売買による所有権移転をするものです。

なお、高柳字沖田747番の現況地目が畠と議案書に記載されていますが、田に訂正し、ご審議いただければと存じます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の地曳委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地曳委員

議案第180号及び第181号について仲村推進委員と現地調査をいたしましたので順次ご説明します。

初めに、議案第180号について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡大のため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間365日で、約■■■■■■m²の農地を申請者と家族3人で耕作しております。

農業機械はトラクター、農用トラックを所有しており、子が経営する法人が所有する田植え機、コンバインを使用して耕作を予定しています。また、自作地について遊休農地等はありません。

申請地の現況は畠できゅうりを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

次に、議案第181号について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡大のため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間250日で、約■■■■■■m²の農地を申請者と家族3人で耕作しております。

農業機械はトラクター、農用トラックを所有しており、夫が経営する法人が所有する田植え機、コンバインを使用して耕作を予定しています。また、自作地について遊休農地等はありません。

地曳委員

申請地の現況は田で水稻を作付けすることで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

なお、高柳字沖田763番は周辺で複数の方が耕作しておりますが調整して支障をきたさないようにすること、高柳字望陀河原5703番2については看板が設置されていますがこちらについても申請者が所有する重機を使用して撤去する旨聞き取りをいたしましたので、支障がないものと判断いたしました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

〈 質 疑 〉

議長

意見等が無いようですので、採決にうつります。

議案第180号及び第181号の2案件について、一括して採決したいと思いますが、異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

議長

異議が無いようですので、採決いたします。

許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第180号及び第181号は、許可と決定いたします。

退席されております、■■■■委員には、お戻り願います。

《 ■■■■委員 着席 》

議長

続いて、議案第183号について審議いたします。

なお、本案件には、■■委員にかかる計画がありますので、「議事参与の制限」により、地曳委員は退席願います。

《 ■■委員 退席 》

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第183号ですが、申請箇所は、3条位置図5の万石の農地です。

農業経営の拡大を目的に売買による所有権移転をするものです。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の磯貝正一委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

磯貝正一委員

議案第183号について説明いたします。

本件は、農業経営の拡大のため、申請がされたものです。

石渡委員

申請地の現況は畑で梅、栗、不知火を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

次に、議案第182号について、地曳委員お願いします。

地曳委員

議案第182号について説明いたします。

本件は、農業経営の拡大のため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、約■■■■■m²の農地を申請者と家族2人で耕作しております。

農業機械はショベル・コンバイン、 Yunbo 等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。

申請地の現況は畑で観賞用のヤシ類を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

なお、申請地には樹木が生えていますが申請者が所有する重機をもってすれば除却可能と判断しましたので問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

次に、議案第184号について、宮沢委員お願いします。

宮沢委員

議案第184号について、須藤推進委員と現地調査をいたしましたので、その結果を説明いたします。

本件は、本件は、譲渡人から、隣地を所有・耕作する譲受人へ、後継者不在であり所有権移転したいとの要望があったため、申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約220日で、約■■■■■m²の農地を申請者と家族2人で耕作しております。

農業機械は、耕うん機、田植え機、バインダー等を所有しており、自作地において遊休農地等はありません。

申請地の現況は畑でナス、大根、栗を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

和田委員

所有面積に対し、耕作面積が少ないケースがあるようですが、これはどうしてですか。

事務局

議案第179号は自身が経営する法人に貸し付けており、議案第182号は集積計画に基づき第三者に貸し付けている状況です。

議長

他に意見等が無いようですので、採決にうつります。

許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 拳 手 〉

議長

拳手全員であります。

よって、議案第179号、第182号及び第184号は、許可と決定いたします

次に、日程第9、議案第185号から第197号まで、22ページから23ページまでの農地法第5条許可申請13案件について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

初めに、議案第185号から第187号までですが、申請箇所は、転用位置図5－1高柳地先の農地です。

申請目的は、車両置場兼資材置場用地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和8年12月末日を予定しております。

次に、議案第188号から第190号までですが、申請箇所は、転用位置図5－2高柳地先の農地です。

申請目的は、特定建築条件付売買予定地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第1種農地であり原則転用許可はできませんが、本件については住宅ほか周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、例外的に許可しうるものと判断しました。

資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和11年12月末日を予定しております。

次に、議案第191号から第194号までですが、申請箇所は、転用位置図5－3本郷地先の農地です。

申請目的は、資材置場兼駐車場兼進入路用地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、第2種農地と判断しました。

資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和8年12月30日を予定しております。

次に、議案第195号及び第196号ですが、申請箇所は、転用位置図5－4椿地先の農地です。

申請目的は、太陽光発電施設用地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和8年5月末日を予定しております。

事務局

次に、議案第197号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5下郡地先の農地です。申請目的は、専用住宅用地で、転用を伴う使用貸借権設定の許可申請です。

農地区分については、第1種農地であり原則転用許可はできませんが、本件については住宅ほか周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、例外的に許可しうるものと判断しました。

資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■円となっており、金融機関からの借入金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和8年8月末日を予定しております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

初めに、議案第185号から第194号までについて、議員正一委員お願いします。

議員正一委員

初めに、議案第185号から第187号までについて、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないと、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理する計画のため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

続いて、議案第188号から第190号までについて、まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に雨水とともに新設水路に放流する計画のため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路事情がよく、耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、日照、通風に配慮した計画のため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

続いて、議案第191号、192号、193号及び194号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。なお、本案件は令和7年10月7日開催の第27回総会にて、資材置場兼駐車場用地の申請を許可相当としましたが、進入路部分を申請地に含めずに手続きを行ってしまったため、報告第403号から第406号農地法第5条の規定による許可申請取下願のとおり、取下げがあり、再度、進入路部分に転用する農地を含め、

磯貝正一委員

申請があつたものです。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわいため、土砂の流出等は起きないとと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理する計画のため問題は生じないとと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願ひします。

議長

続いて、議案第195号及び第196号について、磯貝徳三委員お願ひします。

磯貝徳三委員

議案第195号及び第196号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わいため、土砂の流出等は起きないとと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理する計画のため問題は生じないとと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路事情がよく、耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも2メートル以下であるため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願ひします。

議長

続いて、議案第197号について、小倉委員お願ひします。

小倉委員

議案第197号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わいため、土砂の流出等は起きないとと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に雨水とともに西側既設水路に放流する計画であるため問題は生じないとと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路事情がよく、耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、日照、通風に配慮した計画のため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

小倉委員	よろしくご審議のほど、お願ひします。
議長	<p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願ひします。</p>
露崎委員	議案第188号から第190号までについて、側溝を新設すると思うのですがどの部分に敷設するのか、また側溝の草刈りは誰がやることになるのか。
磯貝正一委員	開発区域と市道で接する部分については自由勾配側溝を敷設する予定です。側溝の草刈りについてはわかりかねます。
露崎委員	実をいうと申請地の北側隣接地を耕作しているのは■として。草刈りは周辺耕作者が行っていましたが側溝が敷設されるとそれも難しくなってしまうので何かしらの手当てが欲しいです。また、■が耕作している農地から逆勾配ですので大雨時には水位が上昇する可能性があります。
磯貝正一委員	私も■■■■■のさらに北側を耕作しているのでわかります。その旨事務局から伝えてもらいます。
議長	<p>他に意見等が無いようですので、採決にうつります。</p> <p>議案第185号から第197号までの13案件について、一括して採決したいと思いますが、異議はございませんか。</p>
	〈 異議無しの声 〉
議長	<p>異議が無いようですので、採決いたします。</p> <p>許可に賛成の方は、挙手願います。</p>
	〈 挙 手 〉
議長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第185号から第197号までの13案件は許可相当として、知事に意見書を送付いたします。</p>
	次に、日程第10、議案第198号、24ページからの木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画内一括案に対する意見について、議題に供します。
	なお、本案件には磯貝正一委員にかかる計画がありますので、「議事参与の制限」により、■■■■委員は退席願います。
	《 ■■■■委員 退席 》
議長	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第198号、木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画内一括案に対する意見について、ご説明いたします。</p> <p>本案件は、令和7年12月16日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。</p> <p>それでは、計画の内容について、ご説明いたします。</p> <p>今回の計画は、計画1から9までとなっています。</p>

事務局

利用目的はすべてが水稻となっています。
設定する権利の種類はすべてが賃借権となっています。
権利の存続期間は、すべてが認可の公告日から10年間となっています。
計画合計数は、利用権の設定が合計26筆で20,319平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の地曳委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地曳委員

計画番号1から9番について、説明します。
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

意見等も無いようですので、採決いたします。

意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第198号は、意見無いものと決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。

退席されております、■■■■委員には、お戻り願います。

《 ■■■■委員 着席 》

議長

次に、日程第11、議案第199号、29ページからの木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画内再転貸案に対する意見について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第199号、木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画内再転貸案に対する意見について、ご説明いたします。

本案件は、令和7年12月16日付で、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。

それでは、計画の内容について、ご説明いたします。

今回の計画は、計画1から3までとなっています。

利用目的はすべてが水稻となっています。

設定する権利の種類はすべてが賃借権となっています。

権利の存続期間は、すべてが認可の公告日から令和10年11月30日までとなっています。

計画合計数は、利用権の設定が合計3筆で1,519平方メートルとなっております。

事務局	以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員の磯貝正一委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
磯貝正一委員	<p>計画番号1番から3番について、説明します。</p> <p>本件は、農業経営の拡大を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。</p> <p>利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。</p> <p>申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。</p> <p>以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。</p>
	<p>意見等が無いようですので、採決いたします。</p> <p>意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。</p> <p>〈 挙 手 〉</p>
議長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第198号は、意見無いものと決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。</p>
	<p>以上をもちまして、第30回総会を閉会といたします。</p> <p>なお、終了時間は、午後4時であります。</p> <p>長時間にわたり、ご苦労さまでした。</p>
	以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。
	令和8年1月7日
	議 長 _____
	議事録署名委員 _____
